

平成30年7月吉日

委託先居宅介護支援事業所 様

松原市地域包括支援センター
社会福祉協議会
徳洲会

重要事項説明書及び契約書の一部変更に伴う同意書について（お願い）

平素は、当包括支援センターにおける介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援にご理解とご協力いただき有り難うございます。

さて、介護報酬改定が平成30年度に施行され、重要事項説明書及び契約書の内容に4点の追記が発生しました。

つきましては、平成30年度中にご利用者様ご家族へ説明いただき、署名、押印された同意書を各地域包括支援センターへ提出いただきますようお願いいたします。

大変お忙しいこととは存じますが、よろしくお願いいたします。

記

平成30年度介護報酬改定の内容

- ◎指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正
 - ・第四条の2 → 追記 複数のサービス提供事業者等の紹介について
 - ・第四条の3 → 新設 医療機関への介護支援専門員に係る情報の提供について
 - ・第三十条の十三の二 → 新設 医療機関への利用者に係る情報の提供について

- ◎指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年3月31日老振発0331003号、老老発0331016号）の一部改正について別紙8のとおり改正する。
 - ・解釈通知【介護保険最新情報Vol. 628 (H30/3/22別紙8)】
 - 追記 サービス提供事業者等の選定理由の説明について

【問合せ先】

松原市地域包括支援センター

社会福祉協議会 TEL072-349-2112（松川、佐伯）

徳洲会 TEL072-334-3439（西島、森泉）